

那霸市教育委員会会議録

令和元年度（2019年度）第9回（定例会）

署名人 本仲範男

教育長 田端一正

開催日時 令和元年（2019年）8月7日（水）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時32分

開催場所 那霸市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】山内健部長

(総務課) 仲程直毅課長、平良美夏副参事、平良俊弥主査、平安真希子主査

【学校教育部】奥間朝順部長

(学校教育課) 佐久田悟課長、石原昌英副参事、春木明子指導主事

議事日程

1 議案第14号 令和2年度使用小学校教科用図書の採択について 【学校教育課】

2 議案第15号 令和2年度使用中学校教科用図書の採択について 【学校教育課】

3 議案第16号 令和2年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について

【学校教育課】

会議録作成 (総務課) 平安真希子主査

田端教育長 令和元年度第9回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は、本仲委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

本日は議案が3件あります。そのうちの1件、議案第14号であります。「令和2年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願ひします。

奥間部長 議案第14号「令和2年度使用小学校教科用図書の採択について」、令和2年度使用小学校教科用図書について、別紙のとおり採択する。令和元年8月7日提出。教育長 田端 一正。提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条に基づき、令和2年度使用小学校教科用図書について採択する必要があるので、この案を提出する。詳細は学校教育課から説明いたします。

田端教育長 佐久田学校教育課長、お願ひします。

佐久田課長 次のページをご覧になってください。教科用図書那覇採択地区協議会において、令和2年度使用小学校教科用図書の選定がありましたので、教育委員会の方で受け取りました。協議会においては、11教科13種目の教科用図書の選定を終えております。国語の教科書は光村図書出版株式会社、書写は教育出版株式会社、社会は教育出版株式会社、地図は株式会社帝国書院、算数は株式会社新興出版社啓林館、理科は東京書籍株式会社、生活は学校図書株式会社、音楽は株式会社教育芸術社、図画工作は日本文教出版株式会社、保健は東京書籍株式会社、家庭は東京書籍株式会社、外国語（英語）は株式会社新興出版社啓林館、特別の教科（道徳）は学研教育みらい会社となっております。資料の1ページは教科用図書那覇採択地区協議会から受けた通知文となっております。資料の2ページをご覧になってください。資料1と書いてあります。令和2年度使用小学校教科用図書選定結果です。先ほど読み上げました11教科、13種目の教科用図書の発行社名が書いてあります。量が多いので、ここで読み上げることは割愛いたします。枠の中に書いてございます選定理由を基に教科書を選定いたしました。そして3ページ、資料2をご覧になってください。令和2年度使用小学校教科用図書選定一覧です。国語についてはA社からD社まで4社ございました。4社のうちD社の光村図書出版株式会社が選定されました。書写は5社、その中でC社の教育出版株式会社を選定しております。社会は3社、そのうちB社の教育出版株式会社です。地図は2社、B社の株式会社帝国書院です。算数は6社、E社の株式会社新興出版社啓林館です。理科は5社、A社の東京書籍株式会社です。4ページです。生活は7社、そのうちC社の学校図書株式会社です。音楽は2社、そのうちB社の株式会社教育芸術社です。図画工作は2社、そのうちB社の日本文教出版株式会社です。保健は5社、そのうちA社の東京書籍株式会社です。家庭は2社、そのうちA社の東京書籍株式会社です。外国語（英語）は7社、そのうちG社の株式会社新興出版社啓林館です。道徳は8社、そのうちG社の学研教育みらい会社を選定しております。以上、選定理由を終えます。ご審議よろしくお願ひいたします。

田端教育長 ありがとうございました。この件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願ひしたいと思います。補足してもらいたいのですが。この中身について教育委員の方々へお伝えできましたが、決め方の仕組み、公開した、しなかった、工夫した点など、その辺のことについて説明してもらっていいですか。春木指導主事、お願ひします。

春木指導主事 私の方から説明させていただきます。採択の流れについてご説明いたします。まず、文部科学省で3月31日までに教科用図書の選定が終わりまして、何社か選ばれます。そこから沖縄県の方に教科用図書採択についてという諮問が4月17日に行われております。そして県の方で教科用図書の選定審議会というものが行われまして、それを受けて、私達、那覇採択地区が協議会を発足いたします。5月15日に協議会を発足いたしました。那覇市、浦添市、南大東村、北大東村、久米島町の5市町村で「教科用図書那覇採択地区協議会」というのを開きました。その中で調査、研究を行い、7月22日から24日の間に協議を行いまして、7月24日の第5回協議会で選定をいたしました。今後の流れまでよろしいでしょうか。各5市町村の教育委員会会議に諮っていただき採択をしていただけましたら、5市町村揃ったところで県へ報告いたします。締め切りが8月31日までとなっております。採択結果を報告いたしまして終了ということになります。以上です。

田端教育長 3日間かけまして選定を進めたということあります。午前中は教科書調査を終えられました方々から説明を受けて、午後に公開して協議をするという流れの3日間でした。この流れを3日間続けた後に3日目の最後の日に第5回を開いて、そこで1教科ずつ選定していく流れになります。公開しましたので傍聴の方もいらっしゃいました。では、よろしいですか。大丈夫ですか。この場で協議が整いますと採択という流れになります。それでは、ご質問等ないということありますので、議案第14号「令和2年度使用小学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第14号「令和2年度使用小学校教科用図書の採択について」は、議決いたしました。

続きまして、2つ目の議案であります。議案第15号「令和2年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願ひします。

奥間部長 議案第15号「令和2年度使用中学校教科用図書の採択について」、令和2年度使用中学校教科用図書について、別紙のとおり採択する。令和元年8月7日提出。教育長 田端 一正。提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条に基づき、令和2年度使用中学校教科用図書について採択する必要があるので、この案を提出する。詳細は学校教育課から説明いたします。

田端教育長 佐久田学校教育課長、どうぞ。

佐久田課長 今使っている教科書は4年目を迎えますので、本来であれば、今年度に次年度中学

校で使う教科書を採択する流れなんですが、しかし、新たに文部科学省の検定を受けた教科書がなくて、4年目のものを5年目も継続して使われますので、今年度の検討はございません。中学校教科用図書については、次年度、新たに文部科学省で検定がございますので、新しい教科書は令和2年度の那覇採択地区協議会で協議を行って、新しい教科書の選定という形になりますので、令和2年度使用中学校教科用図書については、去った協議会におきまして、今まで使っている教科書を継続して5年目も使いましょうということが選定されましたので、それを見て提案いたします。2枚目が令和2年度使用中学校教科用図書です。9教科15種目の教科用図書の教科書会社名が書いてございます。国語は東京書籍株式会社、書写は東京書籍株式会社、社会（地理）は株式会社帝国書院、社会（歴史）は株式会社帝国書院、社会（公民）は株式会社帝国書院、社会（地図）は株式会社帝国書院、数学は株式会社新興出版啓林館、理科は東京書籍株式会社、音楽（一般）は株式会社教育芸術社、音楽（器楽合奏）は株式会社教育芸術社、美術は日本文教出版株式会社、保健体育は株式会社学研教育みらい、技術家庭（技術）は東京書籍株式会社、技術家庭（家庭）は東京書籍株式会社、英語は開隆堂出版株式会社、以上でございます。

田端教育長 ありがとうございます。それではこの件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 先ほどの提案について、今現在使っている教科書をそのまま継続するということで、新たに選定することはないわけですよね。

佐久田課長 継続しての選定採択という提案です。

田端教育長 那覇採択地区協議会で昨年どおりという選定がおこなわれましたので、こちらで採択ということになります。説明がありましたとおり検定教科書があがっていませんので、昨年同様ということになります。ほかにありますでしょうか。平良委員、どうぞ。

平良委員 英語の方なんですけれども。もし、次年度に出版会社が変われば1年・2年・3年と変わるわけですね。2年生で違う会社の英語の教科書になった場合、混乱があるのかなという感じがするんですけども。いかがでしょうか。

田端教育長 佐久田学校教育課長、お願いします。

佐久田課長 出版社が変わっても各学年で取り扱う内容については学習指導要領で示されていますので、この英語に関して言いますと、1年で習う単語、2年で習う単語、3年で習う単語がございます。国語に関しても、1年で習う漢字や2年で習う漢字など各学年で事細かく決められておりますので、1年生で使っていた教科書が2年生になって変わった場合、少し表紙などの影響はありますが、学習する内容はどの教科書でも影響がないように編集されております。

平良委員 わかりました。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 先ほどの説明でわからないので質問させてください。本当は今年採択をしないとい

けないけど、文部科学省がこの教科書の検定がなかったのでやりませんとかいうのがあまり理解できていないんですけど。

田端教育長 佐久田学校教育課長、お願ひします。

佐久田課長 実は学習指導要領の全面改訂がいちばん根底にありますて、本来それがなければ4年スパンで行うんですけれども、小学校は令和2年度全面実施、中学校は令和3年度全面実施ですので、それに向けて教科書も新たに作り変えないといけないというのが元々の理由でございます。実際に今小学校で使っている教科書は5年目に突入しております。昨年の教育委員会会議で小学校の教科書に関しては継続して選定しましょうということで提案いたしまして承認されております。同じような理由で中学校においても本来は採択の年ですが、次年度に新しい学習指導要領に応じた教科書が文部科学省で検定されますので、次年度選定採択になりますということです。

喜屋武委員 わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫ですか。それでは、ご意見がないということで、議案第15号「令和2年度使用中学校教科用図書の採択について」は、原案のとおりで決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第15号「令和2年度使用中学校教科用図書の採択について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第16号「令和2年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願ひします。

奥間部長 議案第16号「令和2年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」、令和2年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について別紙のとおり採択する。令和元年8月7日提出。教育長 田端 一正。提案理由 学校教育法附則第9条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条に基づき、令和2年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について採択する必要があるので、この案を提出する。詳細は学校教育課から説明いたします。

田端教育長 佐久田学校教育課長、お願ひします。

佐久田課長 資料の2枚目、3枚目をご覧になってください。小・中学校の特別支援学級において、先ほど提案、承認いただきました小学校の教科用図書の一覧、あるいは中学校の教科用図書の一覧にございます各教科の教科書を使っても構いません。しかし、特別支援学級の各児童生徒の実態に応じて、学習する場合に教科用図書では少しレベルが高く児童生徒の実態に応じてない時は、この一覧にございます出版されている本から選んでも良いというふうに法律で書かれておりますので、その一覧がございます。例えば国語であれば偕成社、五味太郎さんのしきけ絵本というものがあります。教科用図書を使っても良いし、あるいはこの絵本を使っても良いですし、児童生徒の実態に

応じて学校の方で決めていただくということになっております。国語は14種の図書が示されております。書写は7種の一般図書が示されております。社会については10種の一般図書が示されております。そして2枚目の方です。算数・数学に関しては12種の一般図書が示されております。理科は10種ございます。音楽が13種示されております。そして図画工作・美術に関しては14種の一般図書が示されております。体育・保健体育に関しては10種示されております。職業・家庭においては10種の一般図書が示されております。英語は8種、道徳は3種の一般図書が示されております。この示されている一覧（案）の中から学校の判断において使用する図書を選定して良い、採択して良いという提案でございます。以上で終わります。

田端教育長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 この一般図書は、小学校1年生から中学校3年生までどの図書を使っても良いということになりますか。

佐久田課長 基本、そういうふうなやり方になります。

田端教育長 素朴な疑問ですけれども、これは学級が選ぶものではなくて、個人で選ぶということですね。

佐久田課長 そうです。個人個人で選ぶということです。

田端教育長 喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 小学校と中学校は採択協議会がありましたが、この特別支援学級の教科用図書の協議会というはあるんでしょうか。

田端教育長 春木指導主事、どうぞ。

春木指導主事 先ほどお話をいたしました県の方でございます。教科用図書選定審議会というものが第1回と第2回が4月と5月にあります。その中で県の方で選定されております。県の方で3回調査委員会がありまして、そちらの方で検討されております。特別支援のものに限っては毎年ございます。

喜屋武委員 それを那覇市は那覇市で選んでいくということですか。

春木指導主事 那覇市が選ぶのではなくて、特別支援に関しましては、各学校、各学級になります。

喜屋武委員 わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 特別支援に関しては国語だけでも14冊ありますよね。各学校の子どもに合わせて選んでいくことになるわけです。ほかにありませんでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 採択地区協議会で選定して採択を今やりましたよね。採択地区協議会の規約によると、各学校の需要数を逆算して非常に急がないといけないなという感じがあったんですけども大丈夫ですか。間に合いますか。

春木指導主事 間に合いました。

本仲委員 良かったです。

- 春木指導主事 ありがとうございます。この那覇市の教育委員会会議がいちばん最後になります。
- 本仲委員 日程が非常にぎりぎりのような感じがして、協議会をもっと早目に出来ませんかね。
- 田端教育長 春木指導主事、どうぞ。
- 春木指導主事 まず、この検定教科書の見本本はゴールデンウイーク明けにしか届きません。なぜならば3月31日まで文部科学省の方で検討しておりまして、検定結果が出るのが大体3月末なんですね。それから何冊ほしいとか、そうやり取りがありまして、どうしてもゴールデンウイーク明けにしか届かない。それから巡回展示で各学校や一般の方々に見ていただくという過程を経て、調査・研究を行い、そして選定の協議に入っていきます。昨年度より今年度は県の報告を1週間延ばし、昨年度より協議会自体を遅らせて調査・研究を1週間長く取るようにはしたんですが。
- 本仲委員 調査・研究の期間もそんなに長いという感じはしなかったですね。
- 春木指導主事 もう駆け足で。
- 田端教育長 本仲委員、どうぞ。
- 本仲委員 今回、小学校は11教科13種目の教科書でしたよね。日程から見ると調査員の調査・研究に関わる時間、期間はそんなにないんじゃないのかなと思いました。僕は今回選定委員会に関わって感じたことは、あれだけ短い時間の中でかなり調査員の人達が深く検討している。本当に資料を見ても細部にわたって準備されていました。ただ、走り書きでしたね。感想はね。だから凄く忙しくやっている。急いでやっただろうなと思いながらも調査員の皆さんには本当に専門的にやっているなということと、かなり深く研究しているなという印象を受けました。これを公には言えないだろうけれども、この調査に関わった調査員の皆さんを激励してほしいなと思いますね。かなり時間をかけてやってますよ。若い人達が頑張ってくれたので非常に頼もしいなという感じの印象を受けています。
- 田端教育長 ありがとうございます。本仲委員の言葉をしっかりとお伝えしたいと思います。ほかにないでしょうか。よろしいですね。それでは議案第16号「令和2年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 田端教育長 ありがとうございます。議案第16号「令和2年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」は、議決いたしました。以上をもちまして、令和元年度第9回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第14号	令和2年度使用小学校教科用図書の採択について	原案どおり可決
議案第15号	令和2年度使用中学校教科用図書の採択について	原案どおり可決
議案第16号	令和2年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について	原案どおり可決